

知事が管理する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準

平成13年10月1日制定

一部改正 平成14年3月29日

一部改正 平成17年3月30日

一部改正 平成29年10月17日

一部改正 令和8年3月25日

愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号。以下「条例」という。)に基づく処分に係る愛知県行政手続条例(平成7年愛知県条例第28号)第5条第1項の規定による審査基準については次のとおりとする。

- 1 条例第11条第1項の規定に基づく開示する旨の決定は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されていない場合
 - (2) 開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。
 - (3) 開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に当該行政文書を開示する必要があるとき。
- 2 条例第11条第2項の規定に基づく開示しない旨の決定は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求書の記載に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することが可能と認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。
 - (2) 開示請求に係る行政文書を管理していない場合(開示請求の対象が条例第2条第2項に規定する行政文書に該当しない場合を含む。)
 - (3) 開示請求に係る行政文書に記録されている情報が全て不開示情報に該当する場合
 - (4) 開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分と他の部分とを容易に区分して除くことができないとき。
 - (5) 開示請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになる場合
 - (6) 開示請求に係る行政文書が、条例第18条及び第29条の規定により、開示請求できないものである場合
 - (7) 開示請求に係る行政文書が、条例附則第7項の規定により、条例第2章の規定の適用を受けないものである場合

(8) 開示請求が権利の濫用であると認められる場合

- 3 1 及び 2 の判断に当たっては、行政文書に該当するかどうかの判断は別添「行政文書該当性の判断基準」に、開示請求に係る行政文書に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は別添「不開示情報該当性の判断基準」に、部分開示をすべきかどうかの判断は別添「部分開示に関する判断基準」に、公益上の理由による裁量的開示をすべきかどうかの判断は別添「公益上の理由による裁量的開示に関する判断基準」に、行政文書の存在を明らかにせずに開示請求を拒否すべきかどうかの判断は別添「行政文書の存否に関する情報に関する判断基準」に、それぞれよる。

行政文書該当性の判断基準(条例第2条第2項関係)

開示請求の対象が条例第2条第2項に規定する「行政文書」に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「実施機関の職員」とは、実施機関の職務上の指揮監督権限に服する全ての職員(臨時雇用職員等を含む。)をいう。また、実施機関の附属機関の委員も含まれる。

県が設立した地方独立行政法人にあっては、理事長、理事等の役員を含むものである。

- 2 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合をいい、職務に関連して職員が個人的に作成し、又は取得した備忘的メモ、参考資料等は除く。

職務には、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により、実施機関が委任を受け、又は補助執行として処理している事務が含まれる。

なお、職員が地方公務員等共済組合法第18条などの規定により、他の機関や法人その他の団体において実施機関の指揮監督権が及ばない事務に従事している場合の当該事務は、ここでいう職務に当たらない。一方で、団体等が実施機関の事業執行の一方法たる存在であって、その運営等の事務が実施機関の処理すべき事務に含まれる場合など、実施機関の指揮監督権が及ぶ事務に従事している場合の当該事務は、ここでいう職務に当たる。

- 3 「文書」とは、紙に文字で表示されたもので、具体的には、起案文書、供覧文書のほか、台帳、カード類、刊行物等をいう。

「図画」とは、紙に記号、線等の象形を用いて表現されたもので、具体的には、地図、図面、ポスター、写真(印画紙に焼き付けたもの)、スライド、マイクロフィルム等をいう。

「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいい、いかなる記録媒体に保存されているかを問わない。

電子計算機による情報処理の用に供される電子情報の記録だけでなく、録音テープ、ビデオテープ等の内容の確認に再生用の専用機器を用いる必要のある記録も含まれる。電子情報については、実施機関が保有するプログラムによりその内容を直接認識できるものであることを要する。また、ディスプレイに情報を表示するため一時的にメモリに蓄積される情報や、ハードディスク上に一時的に生成される情報は含まれない。

- 4 「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものをいう。したがって、職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、これに当たらない。

作成又は取得された文書等及び電磁的記録が、どのような状態にあれば組織的に

用いるものと言えるかについては、①文書等及び電磁的記録の作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に課長又は地方機関の長等の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか）、②当該文書等及び電磁的記録の利用の状況（業務上必要として他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）、③保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書等及び電磁的記録であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）などを総合的に考慮して実質的な判断を行うこととなる。

また、どの段階から組織としての共用の実質を備えた状態になるかについては、当該組織における文書等及び電磁的記録の利用又は保存の実態により判断されることとなるが、例えば、①決裁を要するものについては起案され、回議に付された時点、②会議に提出した時点、③申請書等が実施機関の事務所に到達した時、④組織として管理している職員共用の保存場所に保存した時点等が一つの目安となる。

5 「実施機関が管理しているもの」とは、それぞれの実施機関が事実上支配・管理しているもの（保存、提供、廃棄等の取扱いを判断する権限を有しており、現実に管理しているもの）をいう。したがって、実施機関が電磁的記録をクラウドサービス上で管理しており、当該電磁的記録が当該クラウドサービスを提供する事業者の管理するサーバ上に保存されている場合であっても、これに含まれ得る。

6 「図書館その他これに類する施設」（第1号）とは、文書等及び電磁的記録を一般の利用に供することを事務事業として行っている施設をいい、公の施設であると事務所であることを問わない（建物の一部に閲覧コーナー等の区画を設けているものを含む。）。具体的には、知事が管理する行政文書の開示等に関する規則（以下「知事規則」という。）第2条で定める施設をいう。

7 「県民の利用に供することを目的として管理されているもの」（第1号）とは、図書館等の施設において、専ら一般の利用のために管理されている文書等及び電磁的記録をいい、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年12月10日政令第507号）第16条第2号に掲げるものと同様である。したがって、図書館等の施設で管理されている文書等及び電磁的記録であっても、一般の利用を前提としていない、行政事務のために作成し、又は取得したものはこれに含まれず、この条例の適用があるものである。

8 「不特定多数の者に販売することを目的として発行されているもの」は、紙媒体のものに限るものではなく、インターネット上で不特定多数の者への有償頒布を目的として発行される新聞、雑誌、書籍等も含まれる。

なお、実施機関が公表資料等の情報提供を行っているものについては、「不特定多数の者に販売することを目的として発行されているもの」に該当せず、開示請求の対象となる。これは、このような情報提供については、その内容、期間、方法等が実施機関の裁量に委ねられており、例えば、特定の期間や地域に限って提供されるものがあることから、一律に対象から除くことは適当ではないからである。

9 条例附則第7項において、次に掲げる行政文書については、条例の第2章の規定は、適用しないこととされている。

- (1) 昭和61年4月1日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した行政文書（この条例による改正前の愛知県公文書公開条例第2条第2項に規定する公文書（以下単に「公文書」という。）に限る。）
- (2) 平成13年4月1日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した行政文書（公文書を除く。）

不開示情報該当性の判断基準(条例第7条関係)

開示請求に係る行政文書に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

なお、不開示情報の該当性は、開示請求者の属性等にかかわらず、当該開示請求の対象となった情報の内容によってのみ判断するものであり、不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

また、条例附則第9項の規定により、平成11年8月1日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した行政文書（公文書に限る。）については、条例第7条各号の規定は適用されず、愛知県情報公開条例の一部を改正する条例(平成11年愛知県条例第42号)による改正前の条例(以下「改正前の条例」という。)第6条第1項各号が適用される。

さらに、愛知県情報公開条例の一部を改正する条例(平成14年愛知県条例第23号)による改正部分は、同条例附則第2項の規定により、同条例の施行の日以後に実施機関の職員が作成又は取得した行政文書について適用される。

第1 法令秘等情報(条例第7条第1号)該当性について

- 1 「法令若しくは条例」とは、法律、政令、省令等及び他の条例をいう。
- 2 「実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある主務大臣その他国の行政機関の指示」とは、法定受託事務における国の行政機関が行う指示等、実施機関が従う義務のある開示してはならない旨の具体的指示をいう。
- 3 「公にすることができないと認められる情報」とは、法令等の規定で明らかに開示できない旨定められている情報のほか、当該法令等の趣旨、目的から開示できないと認められる情報をいう。本号に該当する情報を分類すると、次のとおりである。
 - (1) 明文の規定により、閲覧又は写しの交付が禁止されているもの
 - (2) 他目的使用が禁止されているもの
 - (3) 個別法により、守秘義務が課せられているもの
 - (4) その他法令等の趣旨、目的から、公にすることができないと認められるもの

第2 個人情報(条例第7条第2号)該当性について

- 1 「個人に関する情報」とは、信条（思想及び信教を含む。）、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいう。なお、死者に関する情報についても、本号の対象となるものである。
- 2 「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」とは、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、その性質上、法人等の事業活動に関する情報と同様に、条例

第7条第3号で開示・不開示の判断を行うこととし、本号の対象から除外するものである。ただし、事業を営む個人の情報であっても、事業とは関係のない情報は、本号の対象となるものである。

3 「文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう」とは、「記述等」の内容を明確にしたものであり、指紋、筆跡、ビデオの映像、録音テープの音声、モールス信号の音、手話の動作で表示される場合も含まれる。

4 「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報となる趣旨である。

また、照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の同僚、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はない。

なお、照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要となる。

5 識別可能性の判断に当たっては、厳密には特定の個々人を識別することができる情報ではないが、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合があり得る。このように、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合がある。

6 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、特定の個人が識別されない情報であって、公にすることにより、人格的・財産的な権利利益等個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。例えば、匿名の未発表の研究論文のほか、氏名を伏せたカルテや反省文等がこれに該当する。これらは、内容によっては個人の人格に密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な権利利益を害するおそれがあり、仮に特定の個人が識別されないとしても、なお保護する必要性があることから、不開示情報としたものである。

7 ただし書イは、法令等の定めや慣行により公にされ、又は公にされることが予定されている情報は、一般に公表を予定されている情報であり、公にしても社会通念上個人のプライバシー等の権利利益を害するおそれがなく、仮に害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲にとどまると考えられるので、例外的に開示することとしたものである。

8 「法令若しくは条例」(ただし書イ)とは、条例第7条第1号にいう「法令若しくは条例」と同義である。

- 9 「法令若しくは条例の定めるところにより…公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（ただし書イ）とは、法令等により、何人でも閲覧をすることができると定められている情報をいい、閲覧等に当たって有料であると無料であるとを問わない。ただし、利害関係人等に限って閲覧が認められている情報や請求の目的等によって閲覧が制限されている情報は含まない。
- また、積極的に公示、公表等が行われる場合のほか、県民等の求めに応じて提供する取扱いがされている場合を含む。
- 10 ただし書ロは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが、不開示とすることによって保護される利益に優越して必要であると認められる情報は、例外的に開示することとしたものである。
- 11 「公にすることが必要であると認められる」（ただし書ロ）とは、不開示とすることにより保護される利益と開示とすることにより保護される人の生命、健康、生活又は財産を比較衡量し、後者が優越する場合をいう。この比較衡量は、個人に関する情報には個人的な性格が強いものから社会的性格が強いものまで様々なものがあること、人の生命、健康等と生活及び財産とでは公にすることにより保護される利益の程度に相当の差があることを踏まえた上で行うものとする。この際、特に個人の人格的な権利利益の保護に欠けることがないように十分配慮するものとする。
- 12 ただし書ハは、公務員等の職務遂行に係る情報は、行政事務に関する情報であるとともに、当該公務員等の個人に関する情報であるが、この条例の目的を実現するために、これを例外的に開示することとしたものである。
- 13 「公務員等」（ただし書ハ）とは、国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。また、国家公務員及び地方公務員は、一般職であるか特別職であるか、常勤であるか非常勤であるかを問わない。
- 14 「職務の遂行に関する情報」（ただし書ハ）とは、公務員等が職に応じて、その担当する事務事業を執行するに当たって記録された情報をいい、公務員等個人の私的な情報等は含まれない。
- 15 「公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合」（ただし書ハ）とは、私生活においても個人を識別する基本的な情報として一般に用いられている公務員等の氏名を公にすることにより、当該公務員等の私生活等に影響を及ぼす可能性がある場合をいう。この場合、「不当」であるかどうかは、当該公務員等の職務遂行の内容等に照らし判断するものである。
- なお、公務員等の職に関する情報は、行政事務に関する情報としてはその職務行為に関する情報と不可分の要素であることから、仮に特定の公務員等を識別し得る場合であっても、開示の対象となることに留意する必要がある。
- 16 「当該公務員等が規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く」とは、警察職員のうち一定の職にある者については、その職務の特殊性から、氏名を公にすることにより、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼす可能性が高いことから、氏名を開示の対象としないこととしたもの

である。なお、氏名を不開示扱いとする警察職員の範囲は、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員である（知事規則第3条の2参照）。

17 ただし書ニは、個人の権利利益の保護には最大限の配慮が必要であるが、予算の執行の内容に係る情報には、この条例の目的に照らし、公にすることが特に必要と認められるものがあることから、これらの情報については例外的に開示することとしたものである。

18 「実施機関の規則…で定める情報」（ただし書ニ）としたのは、不特定多数のものに通知するとともに、社会情勢の変化等に迅速・的確に対応する必要があるためである。

知事規則の内容及びその考え方は次のとおりである（知事規則第4条参照）。

(1) 対象とする情報

ア 交際費の支出を伴う交際の相手方の役職及び氏名並びに予算執行の内容。ただし、個人の権利利益を不当に害するおそれがある次のような場合には、役職及び氏名については開示しない。

(ア) 病気見舞い等相手方のプライバシーに特段の配慮が必要と認められる場合

(イ) その他(ア)に掲げる場合に類する場合

イ 需用費のうち飲食に係る経費の支出を伴う会議、研修会、説明会、懇談会及び式典並びに協議、交渉、意見交換、情報収集等に関する情報のうち、出席者又は相手方（以下「出席者」という。）の役職及び氏名並びに予算執行の内容。ただし、個人の権利利益を不当に害するおそれがある次のような場合には、役職及び氏名については開示しない。

(ア) 出席者個人が特定されることで、一般に個人が他人に知られたいと望むことが正当と認められるもの（信条（思想及び信教を含む。）、心身の状況、学歴、職歴、収入の状況等）が明らかになる場合

(イ) 出席者の職業や地域社会での立場又は私生活において、利益、信用等を不当に害するおそれがある場合又は出席者の私生活の平穩が害されるおそれがある場合

(ウ) その他(ア)及び(イ)に掲げる場合に類する場合

(2) 対象とする行政文書

ア 交際費

支出金調書、資金前渡金精算書・領収書・支払証明書等、現金出納簿等

イ 需用費のうち飲食に係る経費

予算執行書、支出金調書・請求書等

第2の2 行政機関等匿名加工情報等（条例第7条第2号の2）該当性について

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条

第2項に規定する個人識別符号が該当する。

第3 事業活動情報(条例第7条第3号)該当性について

- 1 「法人その他の団体」とは、営利法人、公益法人、独立行政法人、特殊法人、公共組合等の法人並びに自治会、商店会、消費者団体、政治団体等であって法人格はないが団体の規約及び代表者の定めがあるものをいう。
- 2 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、公共性が高く、法律によりその保有する情報の公開を推進すべきものとされていることから、本号の法人の範囲から除外し、これらに係る情報については第4号以下に規定するものである。
- 3 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業のほか、農業、林業等を営む個人をいう。
- 4 「事業に関する情報」とは、営利を目的とすると否とを問わず、事業活動から生ずる全ての情報をいう。したがって、事業を営む個人の当該事業とは関係のない個人に係る情報は、本号に該当せず、条例第7条第2号の対象となる。
- 5 「公にすることが必要であると認められる」(ただし書)とは、不開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される人の生命、健康、生活又は財産を比較衡量し、後者が優越する場合をいう。事業者の事業活動によって生ずる人の生命、健康、生活又は財産に対する危害又は支障が現実が発生している場合のほか、その発生蓋然性が高い場合において、当該事業活動に関する情報の開示がその危害若しくは支障を排除し、拡大を予防し、又は発生を予防するために必要な場合がこれに相当する。比較衡量に当たっては、開示することにより保護される利益の性質及び内容を十分踏まえることとする。
- 6 「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(イ)とは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報や、結社の自由を保障し、組織秩序を維持するため社会通念上、団体内部事項とされる情報のように、公にすることにより団体の自治に対する不当な干渉となる情報等、必ずしも競争上の概念で捉えられないものを含む。
「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の有無は、当該事業者と県との関係、その活動に対する憲法上の権利の保護の必要性等、それぞれの事業者及び情報の性格に応じて、的確に判断するものとする。なお、「おそれ」の程度については、単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されることに留意する必要がある。
- 7 「公にしないとの条件」(ロ)とは、提供者が不開示を条件とし実施機関がその条件を了解した場合のほか、実施機関が不開示を条件として収集した場合を含む。公にしないとの条件は、原則として、調査票、協議書等の書面に、「他の目的に使用しない」、「公開しない」等の記載のあるもの、その他提供を受けるとき、提供者から公にしない旨の条件が付されたものをいう。なお、「条件」の前提として、「実施機関の要請」が前提となっていることに留意する必要がある。

なお、「公にしないとの条件」には、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

- 8 「任意に提供されたもの」(ロ)とは、法令等の根拠に基づかず、相手方の協力等により実施機関に提供された情報をいう。
- 9 「当該条件を付することが…合理的であると認められる」(ロ)とは、情報の性質、当時の状況のほか、県と事業者との関係等を考慮して、条件を付することが常識的にも理解できる場合に限られる。
- 10 「当時の状況等」(ロ)とは、公にしないとの条件を付すことの合理性の判断は、原則として、条件が付された当時の状況により行うものであるが、必要に応じてその後の事情の変化を考慮するとの趣旨である。したがって、公にしないとの条件で任意に提供された情報であっても、その後、提供者が公にしたもの、公にすることについて提供者の承諾が得られたものについては、当該条件が解除されたものとみなすものである。

第4 犯罪捜査等情報(条例第7条第4号)該当性について

- 1 本号は、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。したがって、個人テロ等の不法な侵害行為からの人の生命、身体等の保護に関する情報は本号の対象であるが、風俗営業等の許認可、感染症予防、衛生監視等のいわゆる行政警察に関する情報は、本号の対象ではなく、条例第7条第6号により開示・不開示が判断されることとなる。
- 2 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、健全な社会生活その他の公共の安全と秩序を維持するために必要な警察活動等をいう。
- 3 「支障を及ぼすおそれがある」とは、人の生命、身体、財産等の保護が図られなくなったり、警察活動等が阻害され、又は適正に執行できなくなる可能性がある場合をいう。
- 4 「実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、司法の場においては、実施機関の1次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内であるかどうかを審査・判断するものであることを示すものである。これは、本号に係る情報の性質上、開示・不開示の判断に、犯罪等に関する専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められるためである。

第5 審議等情報(条例第7条第5号)該当性について

- 1 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に直接使用された情報のほか、これらに関連して県の機関、国等が作成し、又は取得した情報をいう。
- 2 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。
- 3 「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の

確認が不十分な情報などを公にすることにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

- 4 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、3と同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- 5 予想される支障が「不当」なものであるかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示とすることによる利益とを比較衡量して行うものである。
- 6 審議等に関する情報については、実施機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、県民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当し得る。

第6 行政運営情報(条例第7条第6号)該当性について

- 1 「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業」とは、イからホに例示した事務事業のほか、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う一切の事務事業をいう。
- 2 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」であるかどうかの判断は、公益的な開示の必要性等種々の利益を比較衡量して行うものである。判断に当たっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、かつ、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されることに留意する必要がある。
- 3 監査、交渉、試験その他同種のものが反復されるような性質の事務事業にあっては、ある個別の事務事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務事業の適正な遂行に支障を生ずることがあり得るが、これも、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」場合に該当する。
- 4 イからホに掲げた事務事業ごとの支障は、行政機関等に共通的に見られる事務事業に関し、容易に想定されるものを例示したものであるため、個別の事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、本号に該当する。

第7 開示請求に係る行政文書が平成11年8月1日前に職員により作成・取得されたものである場合の法令秘情報(改正前の条例第6条第1項第1号)該当性について

- 1 「法令又は条例」とは、法律、政令、省令等及び他の条例をいう。実施機関が従う義務のある各大臣からの公開してはならない旨の具体的な指示は、本号の法令に含めるものとする。
- 2 「公開することができないと認められる情報」とは、法令等の規定で明らかに公開できない旨が定められている情報のほか、当該法令等の趣旨、目的から公開できないと認められる情報をいう。本号に該当する情報を分類すると、次のとおりである。
 - (1) 明文の規定により、閲覧又は写しの交付が禁止されているもの
 - (2) 他目的使用が禁止されているもの
 - (3) 個別法により、守秘義務が課されているもの
 - (4) その他法令等の趣旨、目的から、公開することができないと認められるもの

第8 開示請求に係る行政文書が平成11年8月1日前に職員により作成・取得されたものである場合の個人情報(改正前の条例第6条第1項第2号)該当性について

- 1 「個人に関する情報」とは、思想、信条、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報(以下「個人情報」という。)をいう。
- 2 「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」とは、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、その性質上、法人等の事業活動に関する情報と同様に、改正前の条例第6条第1項第3号で公開・非公開の判断を行うこととし、本号の対象から除外するものである。ただし、事業を営む個人の情報であっても、事業とは関係のない情報は、本号の対象となるものである。
- 3 「特定の個人が識別され得る」とは、特定の個人が明らかに識別され、又は識別され得る可能性がある場合をいう。住所、性別、年齢等のように特定の個人が直接識別できる情報のほか、他の情報と結び付けることにより、間接的に特定の個人が識別され得るものを含む。
- 4 本号は、個人情報が記録されている公文書について、当該個人から公開の請求があった場合も非公開とするものである。
- 5 ただし書イは、不動産登記簿の謄本等のように、法令等により何人でも閲覧することができることと定められていることにより、何人でも容易に入手できる個人情報は公開できることとしたものである。

この場合、閲覧等に当たって有料であると無料であると問わない。
- 6 「法令又は条例」(ただし書イ及びハ)とは、改正前の条例第6条第1項第1号にいう「法令又は条例」と同義である。
- 7 「何人でも閲覧することができる」とされている情報(ただし書イ)とは、法令等により何人でも閲覧をすることができることと定められている個人情報をいい、閲覧を利害関係人等に限って認めているものは含まない。

ただし、法令等に何人もと規定されていても、請求の目的等により閲覧が制限さ

れ、実質的に何人にも閲覧を認めるという趣旨ではない場合は含まない。

- 8 ただし書口は、公表を目的としている情報は性格上プライバシーに該当しないことから、公開することができることとしたものである。

「公表することを目的としている」とは、積極的には公表を目的としていなくても、結果として公表したと同じ効果をもたらす場合を含む。

- 9 ただし書ハは、個人に係る許可、免許、届出等に際して作成又は取得された情報であって、人の生命、身体、健康等の保護その他公益上必要があると認められるときは、公開することができることとしたものである。

- 10 「許可、免許、届出等」（ただし書ハ）とは、法令等に基づく行政処分及び行政上の手続を例示したものであり、「等」には認可、特許、決定、申請、通知等がある。

「に際して実施機関が作成し、又は取得した情報」とは、法令等の規定に基づき義務的に提出されたもののほか、任意に提出されたものであっても意思決定の判断材料として、許可申請書等と一体として、決裁、閲覧等の処理がなされたものを含む。

- 第9 開示請求に係る行政文書が平成11年8月1日前に職員により作成・取得されたものである場合の事業活動情報(改正前の条例第6条第1項第3号)該当性について

- 1 「法人」とは、営利法人、公益法人、特殊法人、公共組合等であって、国及び地方公共団体を除く全ての法人をいう。

- 2 国及び地方公共団体については、最も公共性が高いことから、本号の法人の範囲から除外し、これらに係る情報については改正前の条例第6条第1項第5号以下に規定するものである。

- 3 「その他の団体」とは、自治会、商店会、消費者団体等であって、法人格はないが、団体の規約及び代表者の定めがあるものをいう。

- 4 「事業を営む個人」とは、前号の「事業を営む個人」と同義である。

- 5 「事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業活動から生ずる全ての情報をいう。したがって、事業を営む個人の当該事業とは関係のない個人に係る情報は、本号に該当せず、改正前の条例第6条第1項第2号の個人情報となる。

- 6 「競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、法人等の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で公開することにより法人等の事業活動が損なわれると認められる情報及び法人等の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報のほか、結社の自由を保障し、組織秩序を維持するため社会通念上、団体内部事項とされる情報のように、公開することにより団体の自治に対する不当な干渉となる情報等、必ずしも競争上の概念でとらえられないものを含む。

- 7 ただし書イは、人の生命、身体、健康を保護するため公開することが必要な情報は、公開することを定めたものであり、この場合、現実に生命等に対する侵害が発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合も含まれ、当該事業活動が違法又は不当であるか否かは問わない。

- 8 ただし書ロは、法人等の違法又は著しく不当な事業活動によって、人の生活に支

障が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、その支障を排除し、拡大を防止し、又は発生を予防するため必要な情報を公開するというものである。

9 「違法又は著しく不当な事業活動」とは、法令等の規定に違反した明らかに違法な事業活動のほか、法令等に違反しているとはいえないが社会通念に照らし違法に近い著しく妥当性を欠く事業活動をいう。

10 「人の生活」とは、消費生活、経済生活等全ての個人の生活をいい、法人の財産及び事業活動は含まない。

第10 開示請求に係る行政文書が平成11年8月1日前に職員により作成・取得されたものである場合の非公開条件情報(改正前の条例第6条第1項第4号)該当性について

1 「個人又は法人等」とは、全ての個人及び改正前の条例第6条第1項第3号にいう「法人等」をいう。

2 「公開しないことを条件として」とは、提供者が非公開を条件とした場合のほか、県が非公開を条件として収集した場合を含む。

公開しないことの条件は、原則として、調査票、協議書等の書面に、『他の目的に使用しない』、『公開しない』等の記載があるもの、その他提供を受けるとき、提供者から公開しない旨の明示の条件が付されたものをいう。

3 「任意に県に提供された情報」とは、法令等の根拠に基づかず、相手方の協力等により県に提供された情報をいう。

4 「信頼関係が損なわれ、将来その協力を得ることが困難になる」とは、情報提供者の信頼を損ない、それ以降における情報収集や相手方の理解、協力を得ることが困難になるおそれのあることをいう。

5 公開しないことを条件として提供された情報であっても、その後、情報提供者が公開したもの、公開することについて情報提供者の承諾が得られたものについては、当該条件が解除されたものとみなし公開するものである。

第11 開示請求に係る行政文書が平成11年8月1日前に職員により作成・取得されたものである場合の国等関係情報(改正前の条例第6条第1項第5号)該当性について

1 「その他公共団体」とは、法令の規定に基づいて設置された土地改良区、水害予防組合等をいう。

2 「これらに類する公共的団体」とは、法令等により設置された公社、公団、組合等のほか、国、地方公共団体及びその他の公共団体が構成員に加わっている法人その他の団体で、その団体の設立の趣旨、目的等から見て、公共団体の行う事務事業に準ずるような公共性の高い事務事業を行うものをいう。

3 「協議、依頼、協力等」とは、法令の規定に基づき、又は任意に行われる指示、照会、検討等をいい、国等が主体となる場合、国等と県が同等の立場で行う場合及び県が主体となる場合をいう。

4 「協力関係又は信頼関係」とは、県と国等との間における現在又は将来にわたる継続的で包括的な協力関係又は信頼関係をいう。

第12 開示請求に係る行政文書が平成11年8月1日前に職員により作成・取得されたものである場合の犯罪捜査等情報(改正前の条例第6条第1項第6号)該当性について

- 1 「人の生命、身体、財産等の保護」とは、公開することにより、犯罪の被疑者、参考人、通報者及び告発者等、又は捜査、取締りの担当者が特定され、これらの者の生命、身体、財産等に危害が加えられ、又は社会的な地位若しくは日常生活が脅かされることから、これらを保護することをいう。
- 2 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防又は捜査活動のほか、健全な社会生活その他の公共の安全と秩序を維持するために必要な警察活動等をいう。
- 3 「支障を生ずるおそれのある」とは、人の生命、身体、財産等の保護が図られなくなったり、警察活動等が阻害され、又は適正に執行できなくなる可能性がある場合をいう。

第13 開示請求に係る行政文書が平成11年8月1日前に職員により作成・取得されたものである場合の合議制機関情報(改正前の条例第6条第1項第7号)該当性について

- 1 「実施機関(知事及び公営企業管理者を除く。)及び県の執行機関の附属機関」とは、教育委員会等の各種行政委員会(公安委員会を除く。)、監査委員及び地方自治法第138条の4第3項に規定する法令又は他の条例に基づき設置された各種審議会、審査会等をいう。
- 2 「これらに類するもの」とは、法令、他の条例、規則又は大学の学則に設置の根拠を有する県立の大学の教授会及び評議会、地方自治法第174条に規定する専門委員並びに法令又は他の条例の規定によらず要綱等により設置された懇談会等で、設置目的、構成員、機能等からみて附属機関に類するものをいう。
- 3 「会議に係る情報」とは、合議制機関等の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等の情報をいう。
- 4 「運営規程又は議決により」とは、会議の運営に関する細則、内規等により明文をもって定められている場合又は会議において議決されている場合をいう。

第14 開示請求に係る行政文書が平成11年8月1日前に職員により作成・取得されたものである場合の意思決定過程情報(改正前の条例第6条第1項第8号)該当性について

- 1 「県又は国等の事務事業」とは、県又は国等が単独で行う事務事業及び県と国等とが共同で行う全ての事務事業をいう。
- 2 「国等」とは、改正前の条例第6条第1項第5号に規定する「国等」をいう。
- 3 「意思決定の過程における」情報とは、個別の事業について意思決定が終了していないもの、又は個別の事案について意思決定は終了しているが、事務事業全体に係る最終的な意思決定が終了していないものをいう。

この場合、県と国等とが共同で行う事務事業にあつては、県若しくは国等のいずれか又は双方の意思決定が終了していないものをいう。

- 4 「審議、検討、調査、試験研究等に関する情報」とは、県若しくは国等の行政内部又は行政機関相互における審議、検討、調査、試験研究のほか、企画、協議、打合せ、文書等による照会、回答等に係る情報をいい、これらに関連して作成し、又は取得した情報を含む。
- 5 「同種の事務事業」とは、反復、継続して行われる事務事業のうち将来のもの、又は当該事務事業に類似した性格を持つ事務事業をいう。

- 6 「意思決定に支障を生ずるおそれのあるもの」とは、次のような情報をいう。
- (1) 行政内部での検討中の案又は精度の不十分な調査資料等で、公開することにより県民に誤解を与え、又は無用の混乱を招くおそれのあるもの
 - (2) 調査、試験研究等の内容若しくは結果又は統一的に公にする必要のある事業計画、検討案等で、公開することにより請求者等の特定のものに、不当な利益又は不利益を与えるおそれのあるもの
 - (3) 行政内部の各種会議、意見交換等の記録で、公開することにより構成員等の自由な意見交換又は情報の交換が妨げられるおそれのあるもの
 - (4) 事務事業の企画、検討等のために必要な調整、協議等に関する情報で、公開することにより、今後の企画、検討等に必要な資料が得られなくなるおそれのあるもの
 - (5) その他公開することにより、当該事務事業又は同種の事務事業の意思決定に支障を生ずるおそれのあるもの

第 15 開示請求に係る行政文書が平成 11 年 8 月 1 日前に職員により作成・取得されたものである場合の行政運営情報(改正前の条例第 6 条第 1 項第 9 号)該当性について

- 1 「監査、検査、取締り等の計画及び実施要領」とは、県又は国等が権限に基づいて行う法人に対する監査、立入検査、各種取締り等の実施計画及び実施要領をいう。
- 2 「争訟」とは、訴訟及び行政不服審査法等に基づく不服申立てをいう。
- 3 「交渉」とは、損失補償、損害賠償、用地買収等に係る相手方との折衝をいう。
- 4 「入札」とは、工事発注、物品購入等に係る競争入札をいう。
- 5 「試験の問題及び採点基準」とは、資格試験、採用試験等の問題及びその採点の基準、採点の方法等をいう。
- 6 「監査、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟又は交渉の方針、入札の予定価格、試験の問題及び採点基準」とは、9 の(1)～(5)に該当すると考えられる情報の例を示したものである。
- 7 「その他県又は国等の事務事業に関する情報」とは、例示された事務事業のほか、県又は国等が行う一切の事務事業に関する情報をいう。
- 8 「同種の事務事業」とは、改正前の条例第 6 条第 1 項第 8 号の「同種の事務事業」と同義である。
- 9 「目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な執行に支障を生ずるおそれのあるもの」とは、次のような情報をいう。
 - (1) 公開することにより、事務事業を実施しても、予想どおりの成果が得られず当該事務事業を実施する意味を失うおそれのあるもの
 - (2) 公開することにより、特定の者に不当な利益又は不利益を与えるおそれのあるもの
 - (3) 公開することにより、経費が著しく増大したり、事務事業の実施の時期が大幅に遅れるなど、行政の質の低下を来すおそれのあるもの
 - (4) 公開することにより、事務事業の実施のために必要な情報や関係者の理解、協力が得られなくなり、又は経済的、財政的利益を失うおそれのあるもの

- (5) その他公開することにより、県又は国等の事務事業の公正かつ円滑な執行に支障を生ずるおそれのあるもの

部分開示に関する判断基準(条例第8条関係)

開示請求に係る行政文書について、部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

なお、条例附則第9項の規定により、平成11年8月1日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した行政文書(公文書に限る。)については、条例第8条の規定は適用されず、改正前の条例第6条第2項が適用される。

第1 部分開示(条例第8条)該当性について

- 1 「容易に区分して除くことができる」とは、条例第7条各号に該当する不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが物理的・技術的に困難でなく、かつ、時間、経費等から判断して容易である場合をいう。
- 2 録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに不開示情報が含まれている場合や、録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合などでは、不開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。
- 3 電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。
- 4 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」(第1項)とは、不開示情報が記録されている部分を区分して除いた残りの部分が、無意味な文字、数字の羅列となる場合等をいい、社会通念に照らして客観的に判断するものとする。
- 5 「氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等」(第2項)には、条例第7条第2号に規定する「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」が含まれる。
- 6 「公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」(第2項)とは、公にしても、人格的・財産的な権利利益等個人の権利利益を害するおそれがない場合をいう。したがって、個人の未発表の研究論文、研究計画等の財産権に関する情報や、カルテ、反省文等個人の人格と密接に関連する情報は、特定の個人を識別することができる部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、部分開示することにはならない。

第2 開示請求に係る行政文書が平成11年8月1日前に作成・取得されたものである場合の部分開示(改正前の条例第6条第2項)該当性について

- 1 「容易に分離することができ」とは、第1項に該当する情報に係る部分とそれ以外の部分とを分離することが物理的に困難でなく、かつ、時間、経費等から判断して容易である場合をいう。

- 2 「請求の趣旨が損なわれることがない」とは、分離して公開しても請求の目的を達成することができる場合をいう。

公益上の理由による裁量的開示に関する判断基準(条例第9条関係)

公益上の理由による裁量的開示を行うかどうかの判断は、以下の基準により行う。

なお、条例附則第9項の規定により、平成11年8月1日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した行政文書（公文書に限る。）については、条例第9条の規定は適用されない。

- 1 「第7条第1号の情報を除く」とは、法令等の定め又は法的拘束力のある国からの指示により、公にすることができない情報については、実施機関が裁量的に開示できないことを確認的に規定したものである。
- 2 不開示情報は、人の生命、健康等を保護するために公にすることが必要なものを除くなどの比較衡量を行った上でなお不開示とするものの必要性が認められる情報であることから、「公益上特に必要があると認める」かどうかの判断に当たっては、個々の不開示情報の規定による保護利益の性質及び内容を考慮し、これを不当に害することのないようにするものとする。

行政文書の存否に関する情報に関する判断基準(条例第10条関係)

開示請求に対し、行政文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合に当たるとどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる時」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第7条各号又は改正前の条例第6条第1項各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいい、例えば、個人を特定した病歴情報や特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する開示請求に対して不開示又は不存在の回答をすることにより、当該個人の病歴情報の存否や試験問題の出題分野を明らかにしてしまう場合などがこれに当たる。
- 2 開示請求に係る行政文書が存在しない場合であっても、本条の適用があることに留意する必要がある。
- 3 「当該開示請求を拒否すること」は、条例第11条第2項の規定に基づき「開示をしない旨の決定」をすることにより行う。